



こりゃ、ほっとけん!

# 保つと険NEWS

第8号

平成24年  
7月11日(水)

発行所 **顧問料不要の三輪会計事務所**

〒541-0051 大阪市中央区備後町2-4-6 森田ビル1F ☎: 06-6209-7191

総合HP: <http://www.zeirishi-miwa.co.jp> 自動見積はこちら: <http://www.zeirishi-houshu.com> (禁無断転載・ネット上を含む)

## 相続から贈与へ

平成24年度の税制改正案に盛り込まれた相続税の基礎控除の引き下げなどは、今年度は見送られ、平成25年度の税制改正で議論されることになりました。しかしながら、相続税の課税ベースの拡大の方向性には変わりありませんから、近い将来改正される可能性は高いものと思われま

す。基礎控除の引き下げが決定した場合には、相続税の納税者数はこれまでの1.5倍と見込まれていますので相続対策へのニーズは確実に高まっていくものと思われま

す。今回は、相続財産を少しずつ子どもに贈与する場合の節税効果と生命保険の活用方法についてご紹介します。

10年間、子ども2人に生前贈与し、その後相続が起きた場合で比較

(家族構成) 夫・妻・子ども2人

(相続財産) 4億円

(税額計算) 相続人は法定相続分通り取得

配偶者の税額軽減を最大限活用

相続開始前3年以内の贈与は考慮しない

贈与税は、子ども2人が各々負担する各年の税額を合計

税率は現行のもので計算



贈与しない

相続財産

40,000万円

相続税 4,050万円

子供2人に各々、  
毎年310万円を贈与

贈与財産

6,200万円

相続財産

33,800万円

贈与税 400万円

相続税 2,965万円

合計 3,365万円

差額 ▲685万円

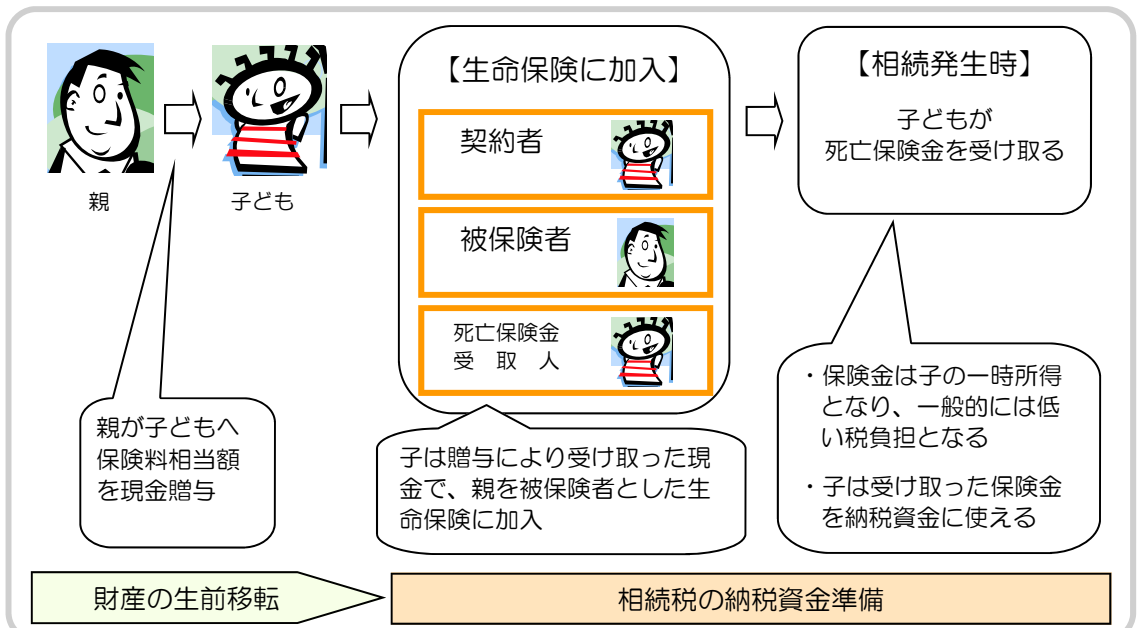
右は、現金を贈与する場合の事例ですが、子どもが受け取った現金を生命保険で活用するといっそう有利になる場合がありますので、ご紹介しましょう。

## 生前贈与された現金を生命保険で有効活用

仕組みは、右図のとおりです。

①子どもが受け取った保険金に対する税負担が軽いこと  
②受け取った保険金を納税資金にできる点がメリットといえます。

しかしながら、贈与には税務上注意しなければならない点がありますし、またどんな保険を活用するかも重要です。実行に当たっては三輪会計事務所までご相談ください。



# お問合せシート

保険のプロ代理店：顧問料不要の三輪会計事務所  
(ING生命保険、日本生命他多数生保取扱い)

フリガナ	
会社名	
フリガナ	
氏名	
住所	〒
TEL	
FAX	
E-Mail	@

■どのようなご相談ですか？（下記チェックしてください。複数選択可）

- 法人の節税プランを考えてほしい
- 相続対策プランを考えてほしい
- 保険の現状分析をしてほしい
- 無駄な保険がないか見直しをしてほしい
- 保険を活用したいいい運用プランを考えてほしい
- その他

[ ]

ご相談は  
無料

**FAX 06-6209-8145**

※この用紙をFAXしてください。

**TEL 06-6209-7191**



**hukumoto@zeirishi-miwa.co.jp**

※弊社お客様は担当者へ直接ご連絡ください。

保険のプロ代理店：顧問料不要の三輪会計事務所

(ING生命保険、日本生命他多数生保取扱い)

〒541-0051 大阪市中央区備後町2-4-6 森田ビル1F TEL: 06-6209-7191 FAX: 06-6209-8145